

「平成20年度森林及び林業施策」の作成の基本的考え方(案)

- 1 「講じようとする施策」は、
 - (1) 森林・林業基本法第10条第2項に基づき作成し、毎年、国会に提出するものであり、
 - (2) 森林及び林業の動向（同法第10条第1項）を考慮し、林政審議会の意見を聴いて、政府として次年度における森林・林業施策についての取組方針を明らかにするものである。

- 2 こうした点を踏まえ、「平成20年度において講じようとする森林及び林業施策」については、森林・林業基本計画に基づき、20年度予算の政府案、第169回通常国会への提出予定法案の内容等、20年度において具体化されるものについて、可能な限り盛り込むという基本的考え方で取り組んでいる。

- 3 なお、具体的には、裏面にあるとおり、概説のほか、第I章から第VI章までの構成とするよう検討をしている。

「平成20年度森林及び林業施策」の構成(案)

概 説

施策の背景、財政措置、立法措置、税制上の措置 等

第Ⅰ章 森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全

「美しい森林づくり推進国民運動」の展開、地球温暖化防止森林吸収源対策の展開、多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備の推進、国民の安全で安心な暮らしと豊かな環境作りのための施策 等

第Ⅱ章 林業の持続的かつ健全な発展と森林を支える山村の活性化

効率的かつ安定的な林業経営の育成、林業の担い手の確保・育成、森林等の地域資源を活かした就業機会の増大、特用林産の振興 等

第Ⅲ章 林産物の供給及び利用の確保による国産材競争力の向上

大規模需要のニーズに対応した安定供給体制の整備、木材産業の競争力の強化、企業・生活者等のターゲットに応じた戦略的普及と海外市場の積極的拡大、適切な木材貿易の推進 等

第Ⅳ章 森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及

森林・林業及び木材産業全般にわたる研究・技術開発、林木育種の計画的かつ効果的な普及 等

第Ⅴ章 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、適切で効率的な事業運営の確保 等

第Ⅵ章 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進

「持続可能な森林経営」の推進のための国際協力、地球温暖化問題への国際的対応、違法伐採対策の推進 等